

議案第73号

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成29年12月5日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年  
条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で  
示すように改正する。

改正後	改正前																
(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>373,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>421,000円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	(略)		(特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務する者をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>372,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>420,000円</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	372,000円	2	420,000円	(略)	
号給	給料月額																
1	373,000円																
2	421,000円																
(略)																	
号給	給料月額																
1	372,000円																
2	420,000円																
(略)																	
2～6 (略) (八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略)	2～6 (略) (八幡浜市職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 (略)																
2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項、第17条の2及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職	2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項、第15条の2第1項、第17条の2及び第19条第2項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び勤勉手当」と、同条例第15条の2第1項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当を支給される職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第4号）第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職																

員」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職にある職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

3～5 (略)

員」と、同条例第17条の2中「第8条の3第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第8条の3第1項に規定する職にある職員及び八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員」と、同条例第19条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

3～5 (略)

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

人事院勧告に準じ、一般職の特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を変更するため。